

部長及び参事官

殿

所 属 長

警 務 発 第 3 9 2 号

平成28年 3 月 29 日

30年保存（口訓）

本 部 長

（沿革）平成28年 7 月 1 日警務発第857号改正、令和 3 年 9 月 24 日警務発第529号改正

休憩時間短縮の運用要綱の制定について（通達甲）

休憩時間の短縮については、「休憩時間短縮の運用要綱の制定について（例規）」（平成22年 9 月 21 日警務発第427号）に基づき運用してきたところであるが、高知県警察公文書管理規程（平成27年 6 月本部訓令第18号）の施行により公文書種別から例規をなくすることに伴い、休憩時間の短縮に関し新たに別添のとおり「休憩時間短縮の運用要綱」を定め、平成28年 4 月 1 日から運用することとしたので、誤りのないようにされたい。

別添

休憩時間短縮の運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、警察職員の勤務時間、休日及び休暇に関する規則（平成6年人事委員会規則第49号。以下「規則」という。）第4条の規定による休憩時間の短縮（以下「休憩時間の短縮」という。）の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 休憩時間の短縮を行った職員の勤務時間及び休憩時間

休憩時間の短縮を行った職員の勤務時間及び休憩時間は、次のとおりとする。

- 1 勤務時間 午前8時30分から午後5時まで
- 2 休憩時間 原則として午後零時15分から午後1時まで

第3 休憩時間の短縮の申出手続等

1 休憩時間の短縮の申出

規則第4条第1項に規定する申出（以下「申出」という。）は、別記様式の休憩時間変更事由申出書（以下「申出書」という。）により、原則として休憩時間の短縮を開始しようとする日の1週間前までに、所属長を経由して本部長に行わなければならない。この場合において、申出を行おうとする者は、次の事項に留意するものとする。

- (1) 申出により、当該年度内の全ての日の休憩時間が短縮されること。
- (2) 申出の期間は、年度内を限度とし、年度を越えて申出をしようとする場合は、再度所属長を経由して本部長に申出書を提出する必要があること。
- (3) 規則第4条第1項第3号に該当する場合（負傷、疾病又は老齢により配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）、二親等以内の血族及び姻族、届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者の父母及び子、配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）の父母の配偶者（以下「要介護者」という。）を介護する場合に限る。）は、申出書に要介護者に係る医師の診断書を添付すること。

2 休憩時間の短縮の承認

- (1) 所属長は、1の申出について、その内容を確認する必要があると認めるときは、当該申出をした職員に対して、関係書類の提出等を求めるものとする。
- (2) 所属長は、申出書の提出を受けたときは、申出書の「所属長意見」欄に、公務の運営の支障の有無に関する意見を記載し、県本部警務課長（以

下「警務課長」という。)を経由して本部長に進達するものとする。

- (3) 本部長は、休憩時間の短縮の申出があったときは、休憩時間の短縮をすることの影響等を総合的に勘案して、公務の運営に支障があると認められる場合を除き、これを承認するものとする。

3 申出事由の消滅の申出

- (1) 休憩時間の短縮の承認を受けた職員が、申出後に当該申出の事由が消滅した場合は、申出書により、遅滞なく所属長を経由して本部長に届け出なければならない。
- (2) 所属長は、職員から(1)の申出事由の消滅による申出書の提出を受けたときは、警務課長を経由して本部長に提出するものとする。

別記様式（第3関係）

休憩時間変更事由申出書		年 月 日
本部長 殿		所属 係名 氏名
<input type="checkbox"/> 次に該当する事由が発生したので申し出ます。 <input type="checkbox"/> 次に該当する事由が消滅したので申し出ます。		
申出事由 <input type="checkbox"/> 1 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部の第3学年までの子の養育（規則第4条第1項第1号に該当） <input type="checkbox"/> 2 小学校、義務教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部に就学している子の送迎（規則第4条第1項第2号に該当） <input type="checkbox"/> 3 要介護者の介護（規則第4条第1項第3号に該当） <input type="checkbox"/> 4 30分以上の通勤時間の短縮（規則第4条第1項第4号に該当） <input type="checkbox"/> 5 妊娠中の女性職員の通勤（規則第4条第1項第5号に該当）		
申出事由により休憩時間の変更が必要となる最初の日		年 月 日
以下は事実発生の場合にのみ、該当する事由の記載欄に記入すること。		
1 申出事由の1に該当する場合		
子の氏名	子の生年月日又は出産予定日	
	年 月 日	
2 申出事由の2に該当する場合		
子の氏名	子の生年月日	
	年 月 日	
送迎が必要な理由		
3 申出事由の3に該当する場合		
要介護者の氏名	職員との続柄	要介護者の状態及び具体的な介護の内容
4 申出事由の4に該当する場合		
変更前後の通勤経路及び通勤時間	変更前	
	変更後	
所属長意見	公務の運営の支障 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
備考		

注 該当する□にレ印を記入すること。